

この資料中、経営にかかわる情報については「総務省審議会委員に限り開示」
としてマスキングしています。

(資料1)

第二種交付金の額及び交付方法認可申請書

T C A 支 - B 0 0 4

令和7年10月20日

総務大臣
村上 誠一郎 殿

郵便番号 101-0052
とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ
住所 東京都千代田区神田小川町一丁目10
興信ビル2F
いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい
名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会
かいちょう しまだ あきら
会長 島田 明

電気通信事業法第110条の4第1項の規定により、第二種交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 第二種交付金の額

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号。以下「算定等規則」という。）第5条の規定により次の(2)から(4)までのとおり算定した交付金の額は、(今回申請額)「148,660,118円」となる。

(前回申請額) 148,582,129円

(増減(▲)額) 77,989円

・ N T T 東日本株式会社

(今回申請額) 143,565,605円

(前回申請額) 143,487,142円

(増減(▲)額) 78,463円

・ N T T 西日本株式会社

(今回申請額) 5,094,513円

(前回申請額) 5,094,987円

(増減(▲)額) ▲474円

・ 株式会社 Z T V

0円

第二種適格電気通信事業者ごと、支援区域ごとの算定は【別表1】のとおり。

(1) 一般支援区域に係る第二種交付金

各第二種適格電気通信事業者の令和6年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額は、いずれの者にあっても同年度の同提供により生じた収益の額を上回っていない（注1）。したがって、電気通信事業法第107条第二号の規定により（前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る第二種適格電気通信事業者ではないので）、いずれの者も一般支援区域に係る第二種交付金の交付対象の事業者とはならない。ついては、一般支援区域に係る第二種交付金の額の算定は行わない。

（注1） 各第二種適格電気通信事業者の令和6年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額及び収益の額については、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第40条の4の6第1項第一号の規定により各第二種適格電気通信事業者が公表している第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表（資料1～3）による。収支の概要を【別表2-1】に示す。

（参考1） 電気通信事業法第107条第二号（抜粋）

第百十条の二第一項に規定する一般支援区域に係る交付金にあつては、当該交付金の額を算定する年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。）の前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る当該第二種適格電気通信事業者に対して当該上回る額を限度として交付するものに限る。

(2) 特別支援区域のうち算定等規則第5条第1項第二号イにより算定される単位区域（次の(3)の単位区域を除く単位区域）に係る第二種交付金

- ① 該当する単位区域として第二種適格電気通信事業者から届出があつた担当支援区域は、いずれの者においても第二号基礎的F T T Hアクセスサービス（施行規則第14条の3第1項第一号に掲げるもの）に係るもののみである。
- ② 各第二種適格電気通信事業者の第二号基礎的電気通信役務収支表中、第二号基礎的F T T Hアクセスサービス（施行規則第14条の3第1項第一号に掲げるもの）に係る営業費用の額から営業収益の額を控除して得た額はいずれも零未満となっている。したがって、算定等規則第5条第3項の規定により、いずれの者についても算定等規則第5条第1項第二号イの規定により算定する当該役務に係る額は零（0円）となる（交付金の額＝0円）。

（参考2） 算定等規則第5条第3項

第一項第二号イの規定により算定する役務ごとの額は、前項に規定する控除して得た額が零未満となるときは、同号イの規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。

(3) 特別支援区域のうち算定等規則第5条第1項第二号ロにより算定される単位区域（施行規則第40条の8の5第2項各号のいずれかに該当するもの（電気通信事業法の一部を改正する法

律（令和4年法律第70号）の施行日（令和5年6月16日）において当該各号のいずれかに該当するものに限る。）に係る第二種交付金

（参考3）施行規則第40条の8の5第2項（抜粋）

- 一 当該単位区域における電気通信回線設備の規模が第四十条の六の二第二項に規定する規模が（注 100分の50）を超えない場合
- 二 当該単位区域において設置される第二号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体である場合

① 該当する単位区域として第二種適格電気通信事業者から届出があった担当支援区域は、いずれの者においても第二号基礎的F T T Hアクセスサービスに係るもののみである。該当する単位区域として届出があった単位区域数は次の表1のとおり。

また、該当する単位区域として届出があった担当支援区域における放送役務と共用している回線数（算定等規則第15条第6項、同第16条第3項関係）は次の表2のとおり。

表1 算定等規則第5条第1項第二号ロにより算定される単位区域として届出があった担当支援区域数

	算定等規則第5条第1項第二号ロの単位区域数 （F T T Hアクセスサービスに係る単位区域）		計
	算定等規則第15条第2項第二号のイ、ロの別		
	イ 施行規則第40条の8 の5第2項第一号に該 当する単位区域	ロ 施行規則第40条の8 の5第2項第二号に該 当する単位区域	
N T T 東日本株式会社	3 2	3 1 7	3 4 9
N T T 西日本株式会社	2	3 2	3 4
株式会社 Z T V	なし	なし	なし
計	3 4	3 4 9	3 8 3

表2 算定等規則第5条第1項第二号ロにより算定される単位区域として届出があった担当支援区域における放送役務と共用している回線数

	右の回線以外の回線数	放送役務と共用している 回線数	計
N T T 東日本株式会社	総務省審議会委員に限り開示		1 0, 6 5 1
N T T 西日本株式会社			1, 0 7 7
計			1 1, 7 2 8

- ② NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社について、算定等規則第5条第1項第2号口により、第二種適格電気通信事業者ごとに同規則第7条にしたがって同規則第14条から第16条までの規定により算定した担当支援区域ごとの原価から、それぞれ同規則第17条の規定により算定した当該担当支援区域ごとの収益の額を控除した額（その額が0以下の場合には0）を合計して算定した。

なお、地方公共団体が所有する電気通信設備を用いて提供される第二号基礎的電気通信役務は考慮していない（算定等規則第5条第5項）。

算定の詳細は別紙のとおり。

(4) 第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表との比較

(2)から(3)までによって算定したNTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の算定額は、いずれも各社の第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表における役務ごとの営業費用の額から営業収益の額をそれぞれ控除して得た額（【別表2-2】）を超えていない。したがって、その合計額をもってそれぞれ交付金の額とした（算定等規則第5条第4項）。

- ・ NTT東日本株式会社 143,565,605円 < 9,376,100,188円
- ・ NTT西日本株式会社 5,094,513円 < 6,641,955,005円

(参考4) 算定等規則第5条第4項

前三項の規定により算定する額の役務ごとの合計額は、当該合計額が第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表における役務ごとの費用の額から収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、当該各項の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額に満たない額とする。

なお、いずれの第二種適格電気通信事業者も令和7年3月31日に第二種適格電気通信事業者に指定されているので、算定等規則第19条は適用されない。

2 交付方法

(1) 交付手段

第二種交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

第二種交付金の銀行振込手数料は、同交付金を交付する支援機関（電気通信事業法第106条の規定により総務大臣から基礎的電気通信役務支援機関として指定された一般社団法人である当協会をいう。）が負うものとする。

(2) 第二種交付金の通知

算定等規則第25条第1項の規定に基づき総務大臣が高速データ伝送役務提供事業者ごとに算出する第二種負担金の額の対象となる算定対象回線数（令和8年3月末の回線数）を支援機関が受領してから2週間以内に第二種交付金の交付対象である各第二種適格電気通信事業者に対して、当該事業者に交付する上記1の第二種交付金の額を通知する。

(3) 第二種交付金の交付期限

上記(2)の通知から40日を経過した後の最初の営業日まで

(4) 第二種交付金の交付の特例

- ① 第二種交付金の交付期限までに算定等規則第22条1項に規定する事由が生じた場合は、同項の規定に基づき上記1の交付金の額を減額することができることとする。

この場合において、事由発生日以降に納付すべきであった第二種負担金の額の全部又は一部が納付されたときは、当該納付された額を算定等規則第22条2項の規定により按分した額のうち第二種交付金の額となるべき額に対応する額を、第二種交付金として速やかに第二種適格電気通信事業者ごとに交付することとする。

- ② ①の場合において、前段の減額することができる額又は後段の第二種交付金として交付する額は、算定等規則第22条3項の規定により算定することとする。

算定した二以上の第二種適格電気通信事業者のそれぞれに交付すべき第二種交付金の額に1円未満の端数があるときは当該端数を四捨五入することとし、その結果交付すべき額の合計額が不足する場合には、交付すべき額が最も大きな第二種適格電気通信事業者に対して交付すべき額から当該不足分を減ずることによって調整することとする。

(5) 第二種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第二種交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであることを確認する。
- ② 当該口座からの振込先を各第二種適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証を強化することとし、予め特定された者による認証操作を要するものとする。
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。